

機関番号：23903

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530102

研究課題名(和文) 国境を越える財移転の倫理的根拠とその政策デザインのための哲学的・理論的研究

研究課題名(英文) A Philosophical Research on the Transfer of Good beyond the National Borders

研究代表者 伊藤 恭彦 (ITO H. YASUHIKO)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・教授

研究者番号：30223192

研究成果の概要(和文): 世界には極端な貧困状態で暮らしている多数の人々がいる。本研究では、そうした人々を助けるために富裕国が財を移転することの正当性を明らかにした。貧困という人権侵害状態を放置した現在の世界的な富の分布は倫理的に不正であるというのが、その主な理由である。富裕国は少なくとも貧困死がなくなる地点まで財を移転することが求められる。これがグローバルな正義の最低限の要求であり、それを達成するためには、ODA 政策など既存の国際公共政策のわずかな改善で充分である。

研究成果の概要(英文): This research clarifies the transfer of goods from affluent nations to poor nations in order to help poor people is right from the global justice point of view. The main reason is the distribution of worldwide wealth (so-called 'the champagne glass pattern') violates the human rights that everyone should be free from poverty. To achieve the (minimum) global justice in this sense, it is enough to change slightly the international transfer policies (such as ODA) that execute now.

## 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：グローバルな正義、貧困、開発援助政策、国際課税、人権

## 1. 研究開始当初の背景

1日1ドル以下という深刻な貧困状態におかれている人々は、世界人口の約2割である。この事態に対して国連は「ミレニアム開発目標」(MDGs)を策定し、世界の貧困者の半減に取り組むと同時に、そのために富裕国にそのGNI0.7%移転を求めている。にもかかわらず、この目標は達成されておらず、とりわけサハラ以南の地域では、貧困と飢餓がさら

に拡大している。

貧困解消のためには貧困国での適切な開発が進められることにあるが、そのためにはどうしても富裕国からの援助(財の移転)が必要となる。しかしながら、「なぜ富裕国とそこで暮らす、相対的に豊かな人々は、世界の貧しい人々に財を移転しなくてはならないのか」という問題については、実際の政策レベルではもちろん、学術的の未だに解明されているとは言い難い。

このような政策的あるいは学術的な間隙を埋める必要性があり、それが本研究を遂行する背景であった。

## 2. 研究の目的

本研究は富裕国から貧困国への財の移転の倫理的根拠（政策規範）を解明し、それに沿って国際的な公共政策のグランド・デザインを試みることを目的とした。

財移転の倫理的根拠については、現在、世界的に「グローバルな正義」(global justice)として研究が進められ、それをめぐる内外の学界での議論も活発である。そこで本研究は以下の3目的を設定し、研究を遂行した。

### (1) グローバルな正義についての規範論的研究

世界的に議論されているグローバルな正義についての理論研究の到達点、理論間の対抗関係と課題を明確にする。同時に国境を越える財移転に消極的な理論、新マルサス主義、自由至上主義(libertarianism)、ナショナリズムの理論的な問題点を明らかにする。

### (2) 既存の財移転政策の問題点の解明

富裕国は、例えば政府開発援助(ODA)政策などで、相当額の財を貧困国や発展途上国に移転している。これらの政策の意義と課題を明らかにする。

### (3) 新たな政策動向の評価

国境を越える財移転政策の新たな動向としてグローバル・タックスに注目が集まっている。本研究ではグローバル・タックス、特に国際航空券税と通貨取引税に着目して、その実現可能性のみならず倫理的正当性について解明する。

## 3. 研究の方法

### (1) グローバルな正義についての文献研究

グローバルな正義については、この分野をリードする世界的な研究者ベイツが言うように「未だ発展途上」の研究段階にある。したがって、英米圏を中心に蓄積が始まった研究成果を丹念にフォローしていく必要がある。英米圏の文献を収拾、整理、精読し、理論内容、理論間の対抗関係を把握することが、まず求められる研究方法である。

### (2) 政策実態分析

過去約15年間の先進国の国際的な財移転政策、特に開発援助再策の実態を解明しつつ、(1)で得た知見をもとに、その到達点と問題点を評価する。そのために政府発行の政策文書、インターネットで公開されている

各種政策評価文書、さらには国際機関へのヒアリング調査を行う。

政策実態分析においては、政策の実状、効果に注意を払いながらも、政策理念(特にグローバルな正義)からの評価を試みる。

### (3) 政策デザイン研究

(2)政策実態分析結果をグローバルな正義の観点から評価し、既存の財移転政策の倫理的意義と問題点を評価する。その上で、新たな制度構想、特に国境を越える経済活動への課税(航空券税、トービン税、地球資源税など)政策の動向をフォローする。このうち、航空券税は既にフランスなどで導入され、一定の評価もされていることから、制度実態と評価についても注意深く情報を収集する。またトービン税については、1970年代から経済学を中心に相当程度の議論の蓄積があるため、先行研究のフォローを丹念に行う必要がある。

## 4. 研究成果

研究成果は以下の2冊の書籍として公刊した。伊藤恭彦著『貧困の放置は罪なのか グローバルな正義とコスモポリタニズム』、伊藤恭彦編著『食の人権 安全な食を実現するフードシステムとは』。以下では2冊の書籍に収められている研究成果のエッセンスを述べていくことにする。

### (1) 理論的成果

#### 困窮者に財を移転する正当性

国境の向こう側にいる、困窮した人々に財を移転することに反対したり、または消極的になったりする理論の誤りを解明することで、財移転の正当性を確認した。誤った理論として、取りあげたのは、新マルサス主義、自由至上主義、ナショナリズムである。

新マルサス主義は、現代の地球は定員空き定員10人の救命艇が100人の溺れかけた人に出会った状況に等しいとする。そして、救命艇の乗員が生き残ることを考えれば、100人を見棄てるのが正しい選択だとする。つまり、富裕国は自らの生き残りを考えるならば、世界の貧困者を見棄てることは正当だと言うのである。

この理論は現在、地球上には130億人分の穀物が生産されており、食糧には十分な余裕がある事実を見過ごしている点でまず誤っている。さらに倫理的には、仮に将来惨禍を回避するために誰かを犠牲にする必要があったとしても、犠牲になる人々が現在、貧困で苦しんでいる人だとは言えない点でも誤っている。

自由至上主義は、富裕国は正当な方法で自らの富を獲得したから、現在の所有に対して

正当な所有権があり、その所有を貧困者救済のために移転することは所有権の侵害になるとする。

この所有観は以下の点で誤っている。現在の富は、事実上の社会的生産（市場経済による社会的ネットワークの下での生産）によって形作られている。つまり、各人の所有が成立するためには、他者との協働が必要なのである。他者との協働によって富が形成されていることは、各人の富は他者が生産した富と切り離すことができない、社会的富としてまずは実現していることを意味している。このようにして形成された事実上の社会的富が、さまざまな基準や多様な力学によって分割され、その結果、各人の所有が成立する。自由至上主義は、市場社会における生産の社会的性格を見落としており、所有の正当性を評価する視点としては正当ではない。

求められるのは、事実上の社会的富を分割する規範であり、この規範の中には全員が人間的な生活を送れる形で、富を分割すべきという正義の要求を組み込むことが可能である。社会的富を公正に分割する視点が、所有の正当性を評価できる唯一の基準である。

ナショナリズムは、一方で国境を越える財の移転を実効的に行う権力が不在であること、他方で「国民」といった共同体が国際社会において不在であること、この2点を理由に、国境を越える財の移転を消極的に考えようとする。

確かに国際社会においては、国民国家政府のような権力機関や国民国家のような共同体は存在しない。しかし、国境を越える社会制度が急速に拡大しており、それがもつ事実上の権力は正義の対象になりうる。また国家間組織における交渉においても「正義」への考慮は弱いながらも存在するので、権力機関の不在をもって、国境を越える財移転を規制する正義は不可能であるとは言えない。共同体の不在に関しては、財の移転の必要性は極端な困窮状態の改善にあり、その必要性は共同体の不在という理由によって覆すことができないほど強い倫理的要請であると言える。

#### 構造的暴力と正義

貧困、飢餓で苦しむ人々のニーズに応える、国境を越える財の移転の正当性を確認した上で、それ以上の移転は必要なのか、必要であるならば、その根拠は何かを次に解明した。

現代のグローバル経済の下では、富裕国向けの製品（食料品や衣料品など）の多くが、途上国で下請け生産されている。そうした生産現場のいくつかは「労働搾取工場」（sweatshop）と呼ばれ、1日16時間に及ぶ長時間労働、低賃金、さらには暴力の蔓延といった劣悪な環境におかれている。もちろん、そうした労働現場で働く労働者は使用者

と自発的な契約を結んでおり、法的には何らの問題もないように思える。しかし、この自発的な契約の背後には、ヨハン・ガルトウングの言う「構造的暴力」が作用していると捉えることができる。つまり、「労働搾取工場」で働く労働者たちは、貧困などの原因で他に働き口がないのである。したがって、劣悪な労働条件の現場で働かざるを得ない。

劣悪な労働条件で働かざるを得ないという事態は、もちろん、現在の富裕国も近代化の過程で経験したことである。開発途上において生じる劣悪な労働環境は、その意味で近代化＝開発の「通過点」だということもできる。しかし、「通過点」という名で全ての暴力が許されるわけではない。第二次世界大戦後の世界的な人権政策の進展、とりわけ「世界人権宣言」では労働者の基本的な権利が承認されている。だとすると、現在の人権規範の水準に従って、劣悪な労働環境を改善していくことが必要なのである。飢餓や極端な貧困から免れているとしても、「構造的暴力」によって、人権が侵害されているならば、それはグローバルな正義によって規制されるべきである。

グローバルな正義に従って、途上国の劣悪な労働環境を改善することは、富裕国にとって、例えば、製品価格が上昇するなどの不利益をもたらすかもしれない。途上国で生産された製品を購入することは、直接的に途上国労働者を傷つけているわけではない。このことから、製品価格の上昇などの不利益は富裕国住民にとって不当であると考えられるかもしれない。

このような考え方に対して本研究では2つの問題点を明らかにした。第一は財の獲得においては、他者に危害を与えてはいけないという飢餓防止原理が適応されるべきことである。他者の人権侵害の上に利益を得ることは正義に反する事態だと言える。第二は途上国の生産現場と富裕国の消費現場とは空間的にもかけ離れており、かつ、その間には複雑な流通経路が存在するが、最終消費者の責任は、最終的な購入行為において不正をはたらかないことにはとどまらないことである。この点はアイリス・ヤングの「社会的つながりモデルによる責任」概念に依拠して明らかにした。つまり、劣悪な生産現場と富裕国の最終消費とは一つの「つながり」、別の言い方をすれば「構造」でつながっており、この構造から恩恵を受けている者は、構造上の不正義を改善する責任を負うのである。

以上の研究が示唆することは、飢餓や極端な貧困が解消されたとしても、「構造的暴力」によって人権が侵害される状況があるならば、その構造によって恩恵を受けている人々には、構造を改革する義務があるということである。そして、改革に必要な財の移転（政

治的な移転だけでなく、商品価格への上乗せによる移転)は、倫理的に正当なことなのである。

さらに、構造的暴力によって傷つきやすい状況に置かれている人々に力をつけること、すなわちエンパワーメントもグローバルな正義の要請だと言える。グローバルな正義を提唱する論者、例えばダレル・メーレンドルフはグローバルなレベルでの実質的な機会の平等によって、エンパワーメントを達成しようとしている。グローバルなレベルで「機会」の平等が実現できるかという点は、倫理的に難しい問題を提起しているが、少なくとも、貧困国や途上国の人々が人間的な力量を高めることができる環境を整備することが必要となろう。それは教育環境の整備などによって実現できる。

## (2) 政策分析と政策デザイン

### ODA 政策評価

本研究ではグローバルな正義について得た理論的知見から、ODA 政策の評価を試みた。

グローバルな正義、とりわけ飢餓や極端な貧困から全ての人を解放するための正義という観点からすると、ODA 評価は、ODA の拠出総額からのみ評価できないと言える。すなわち、貧困の除去という帰結を伴った開発援助が妥当な援助であり、この帰結から評価されなければならない。MDGs は、富裕国が GNI0.7%を移転することによって、貧困が半減できるとしている。したがって、ODA の総額ではなく、貧困を解消するための数値、具体的には対 GNI 比で ODA は評価されなければならない。この点からすると、日本の ODA は成果をあげている多数のプロジェクトがあるものの、GNI 比では 0.3%以下という数値で推移しており、グローバルな正義の観点から改善が求められる。

ODA 評価の第二のポイントは、二国間援助に偏りすぎていることである。二国間援助によって効果的な開発が進んでいる多くの分野があるのは事実だが、二国間であると ODA 拠出国の国益によって、拠出相手国が決まる傾向が強く、その結果、いくつかの貧困国が援助対象にならない事態が起こりうる。これを避けるためには、国際機関向けの ODA を増額させ、国益に縛られない援助を拡大することが求められる。

### グローバルな税制

本研究では、既に実施されている航空券税と導入に向けて本格的な議論が進んでいる通貨取引税(トービン税)について、グローバルな正義という観点から検討した。

正義の観点からは、正義や公正を実現する経済活動には減税を、正義や公正に逆行する経済活動には増税をとという税評価基準を導き出すことができる。この観点からすると、

通貨取引は、グローバル経済の最も弱い部分に深刻なダメージを与える可能性があり、税を課して、取引を規制することは望ましいと言える。航空券税は、貧困者が完全に排除されているサービスへの課税であるので、低率であるならば、望ましい税だと言える。どちらの税も相当の税収を見込むことができる。そして、その税収を効果的に配分するならば、貧困問題をはじめとした、グローバルな問題に対処する資金源となることが見込まれる。

さらに政治哲学者トマス・ボグが提唱した「地球資源税」についても検討した。採掘された資源に税を課し、税収を地球資源の利用から排除されている貧困者のために活用することは、地球資源の節約につながる点、最終消費者に転嫁される税額は少ないにもかかわらず、全体としては相当額の税収を得られること、この二点から望ましい税制であると言える。

### グローバル資本主義改革政策

ODA による移転やグローバルな税制によって、貧困国への援助を充実させることは望ましいことである。同時に、グローバル経済の主体である企業、とりわけ多国籍企業が人権を守り、グローバルな正義を実現する主体に変化していくことは、より大きな効果があると考えられる。この観点から、国連が提唱している「グローバル・コンパクト」を検討した。

グローバル・コンパクトは強制力をもたない政策であるが、企業が事実上もっている社会的性格を拡大していく契機になりうる点で評価できる。

### グローバルな正義と国際公共政策

以上の検討から、世界的な貧困を解消していくというグローバルな正義から望ましいと言える政策は、既存の政策の微調整で可能であることが明らかになった。また、グローバルな市場を攪乱しない程度の税制の導入によっても、相当程度の効果があることが明らかになった。

## (3) 研究成果の位置づけとインパクト

前述のように、本研究結果は既に書籍という形で社会に公表している。書籍に対しては、『図書新聞』(2010年11月13日号)書評において「われわれの直観と「正義論」とを結びつけようとする意欲的試み」という評価を受けた。また、国際政治哲学という新しい学問領域のテキスト『国際政治哲学』(小田川大典他 ナカニシヤ出版 2011年)では、「グローバルな不平等に関わる豊富なデータを提示し、こうした不平等の縮減や貧困撲滅への積極的な原理を打ち出し、具体的な政策や制度を結びつけ」、グローバルな正義を考えていく上で「外すことのできない著作」と評価された。さらに、研究成果を基礎としたこ

の著作に対して、2011年日本公共政策学会著作賞が授与された。

このようにグローバルな正義を理念と政策レベルで研究した本研究は、高い評価を受けたと言ってよい。ただし、焦点がやや抽象的な「財」にとどまっており、より具体的な政策問題への広がりを欠いている点は否めない。平成23年度以降、新たに獲得した科研費では、より具体的な食糧という財に着目し、本研究の発展を試みたいと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- 伊藤恭彦「グローバリゼーション・周縁化・コスモポリタニズム」(政治思想学会編『政治思想研究』第10号 2010年4-30頁) 査読有
- 伊藤恭彦「貧困の放置は罪なのか - 国境を越える財の移転の正当性」(『静岡大学法政研究』第13巻1号 2008年 1-53頁) 査読無

〔学会発表〕(計1件)

- 伊藤恭彦「グローバリゼーション・リベリズム・周縁化」(2009年度政治思想学会研究会 2009年5月23日(土) 青山学院大学)

〔図書〕(計2件)

- 伊藤恭彦、小栗崇、早川治、梅枝裕一『食の人権 - 安全な食を実現するフードシステムとは』(リベルタス出版 2010年 1-141頁)
- 伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか - グローバルな正義とコスモポリタニズム』(人文書院 2010年 1-298頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：

種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：  
〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

伊藤 恭彦 (ITOH Yasuhiko)  
名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・教授  
研究者番号：30223192

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：